UENO Toshihiko; uenot_gosudarstvo@yahoo.co.jp; http://www.geocities.jp/collegelife9354/index.html

１０．作文の技術（２）

1. 私たちは日本語文法を知っているか

現代日本語文法は、たとえば英文法やロシア語文法のように、普遍的、体系的なものとして、きちっとしたかたちで確立しているとは言えません。高等学校までの、とくに中学校の国語科において教えられている「国文法」は、英文法などの欧米の言語の文法をもとにして作られたもので、英語などのヨーロッパの言語と構造が著しく異なる言語である日本語の文法的な特徴を十分に説明できるものではありません。しかし、日本語を母国語としている者は、もともと文法的知識があろうとなかろうと、日本語を自由に話してきたので、学校で教えられる文法が日本語の特徴をわかりやすく説明できないものであったとしてもとくに問題にはなりませんでした。ところが、第二次世界大戦後しばらくしてから、おそらく 1970 年代以降、日本に多くの外国人留学生や外国人労働者とその家族がやってくるようになって、彼らに日本語を教えるための日本語学校や日本語教室があちこちにでき、また大学では外国人留学生のための日本語の授業が開講されるようになりました。それらの日本語教育の実践の場で、日本語教師たちの多くが、外国人に日本語を教えるときに自分たちが中学や高等学校で教えられてきた文法の知識では、日本語の文法的な特徴を外国人たちにうまく説明できないことに気づき始めました。私たちは、本当の日本語文法を実は知らないのです。

2. 日本語の発音

私たちは小学校の国語の授業でひらがなを 50 音図というもので学びました。そのことを通じて私たちは日本語（の東京方言）には 50 の音があるのだと思ってきました。しかし、多くの外国人にとっては、50 音は、表 1 ではなく、表 2 のような表を、便宜的にまとめたもののように感じるようです。しかも、たとえば、「く」と表記されている音は、実際には、〈ku〉（子音＋母音）と発音されるときもあれば、〈k〉（無声子音）と発音されるときもあると感じています。それは、たとえば、動物の「くま」をゆっくり発音すると〈kuma〉で、速く発音すると〈kma〉となってしまうというスピードの問題であるように初めは感じていたのですが、「学区」という言葉は、いつも〈gakk〉（あるいは gack と表記したほうがいい?）と発音されていて、〈u〉の音が聞こえたためしがなく、「ネクタイ」も標準語では、いつも〈nektai〉と発音されているように聞こえます。とくに「か行」の音は、日本語では母音が聞こえず、無声子音として発音されていると感じるようです。また、日本人には「ん」はひとつしかないと思われているのに、外国人には少なくとも 2 種類、人によっては 3 ないし 4 種類の「ん」があるように聞こえます。「にんげん」と言うときの「ん」は 2 つとも〈n〉、または人によっては、最初の「ん」は〈n〉ではなく、次の「げ」の音の子音〈g〉と結びついて、たとえば英語の sing の ng と似た音に聞こえます。他方、「ほんばこ」と言うときの「ん」は〈m〉と聞こえるというのです。

表 1　50 音図

ん	わ	ら	や	ま	は	な	た	さ	か	あ
		り		み	ひ	に	ち	し	き	い
		る	ゆ	む	ふ	ぬ	つ	す	く	う
		れ		め	へ	ね	て	せ	け	え
	を	ろ	よ	も	ほ	の	と	そ	こ	お

注：この 50 音図は、「が」などの濁音、「ぱ」などの破裂音、また「きゃ」、「しゃ」、「ちゃ」などが省略されているので、日本語のすべての音を表記するものではない。

表 2　外国人から見た 50 音図

n	wa	ra	ya	ma		ha	na			ta		sa	ka	a
m		ri		mi		hi	ni		chi		shi		ki	i
		ru	yu	mu	fu		nu	tsu				su	ku	u
		re		me		he	ne			te		se	ke	e
	wo	ro	yo	mo		ho	no			to		so	ko	o

実は、日本語の「ほん」は、あるときには〈hon〉、べつのときには〈hom〉と発音されています。たとえば、「ほんだな」は〈hondana〉、「ほんばこ」は〈hombako〉です。ウソだと思うなら、「ほんだな」と言うつもりで「ほん」で止めたときと、「ほんばこ」と言うつもりで「ほん」で止めたときの唇がどうなっているか確かめてみてください。「ほんだな」の場合は開いたままであるのに対して、「ほんばこ」の場合は閉じていますね。

3. 日本語の文法の一端

3.1. 動詞の活用表

外国人には、日本語の動詞の活用は、従来の国文法の「未然・連用・終止・連帯・仮定・命令」という 6 つの活用ではなく、10 の活用パターンで教えるのが一般的です。たとえば、典型的な五段活用の基本動詞である「読む」の活用は、表 3 のようになります。

表 3　外国人向けの動詞の活用表

意向形	使役形	受身形	否定形	たりフォーム	たらフォーム	たフォーム	てフォーム	ますフォーム	辞書形
読もう	読ませる	読まれる	読まない	読んだり	読んだら	読んだ	読んで	読みます	読む

3.2. 「ている」

日本語に頻出する「〜ている」という表現は、英文法なれしていると（ここにも出てきました）、すぐに現在進行形だと思いがちですが、「車が止まっている」とか、「妹はもう家に帰っている」というのが現在進行形でないのは明白です。「車が走っている」は現在進行形のようですから、「〜ている」という表現が現在進行形を示すことがあるのは事実ですが、「止まっている」というのは、どう考えても「止まりつつある」という意味ではなく、車の止まった状態が持続していることを示しています。状態を示すと言ってもいいでしょう。「妹はもう家に帰っている」も、やはり状態を示しているようです。「窓が開いている」も同様です。進行形か、状態の持続かの違いは、動詞の性質によります。つまり、日本語の動詞には、「〜ている」が進行形を示す継続動詞というグループ、すなわち「歌っている、書いている、読んでいる、降っている」というような動詞のグループと、瞬間のうちに事態が推移するために進行形になりえず、その動作の結果の状態の持続を示す瞬間動詞というグループ、すなわち「消えている、ついている、倒れている、とれている」というような動詞のグループがあると考えられています。

3.3. 「連体詞」と「形容動詞」

国文法は、〈小さな〉〈大きな〉〈わが〉〈この〉〈その〉〈あの〉〈どの〉などを連体詞としていますが、〈小さな〉〈大きな〉は形容詞連体形の特殊な変化形と思われますし、〈わが〉は「わたし」あるいは「われわれ」を意味する古語の代名詞「わ」に、同様に古語の連体修飾語を示す格助詞「が」がついたもの、〈この〉〈その〉〈あの〉〈どの〉は、古語の指示代名詞「こ」「そ」「あ」「ど」に連体修飾語を示す格助詞「の」がついたものであり、「代名詞＋格助詞」としてさらに品詞分解ができますから、連体詞という品詞を立てること自体に疑問があります。また、「静かだ」などの形容動詞も、「美しい」などの形容詞とは別の変化形を持つ形容詞と考えたほうがわかりやすいかも知れません。

3.4. 「は」と「が」

「私は上野です」と「私が上野です」は同じ意味でしょうか。もし同じ意味であるならば、なぜ2通りの言い方があるのでしょうか。よく考えてみると、やはり違いがあるようです。なぜなら、こういうシチュエーションでは「私が」を使えない、使うと変な感じがするシチュエーションがあるからです。たとえば、話し手は、聞き手がその話し手と初めて会って、話し手についてまだ何も知らないと予想されるとき、「私は〇〇です」と自分の姓を名乗るようです。他方、聞き手のあいだに自分について何らかの情報が事前に流されていて、たとえば、「今度、うちの学校に上野という名前の新任の先生が着任したらしいけど、どんな先生なんだろうね」といったような噂が流れていることがあらかじめわかっているとき、「私が（その噂の）上野です」と名乗ることがあるようです。つまり、「は」と「が」の使い分けは、既知情報の有無と関係があることがわかっています。

実は、この問題は、外国語の翻訳のときに、重要な問題となります。英語の定冠詞〈the〉は、この「は」と「が」の違いに関係する、既知情報の有無と、やはり関係しているからです。既知情報があるときには〈the〉を使うというのが、〈the〉の用法のひとつです。ということは、変な英語ですが、〈This is the pen.〉は、「これはそのペンだ」ではなく、「これがそのペンだ」と訳したほうが、いい訳なのかもしれません（このペンは、彼が彼女から誕生日のプレゼントにもらった、噂の高級ブランドのペンなのです）。

そんな「は」と「が」が、一緒に登場する文が日本語には頻出します。「象は鼻が長い」、「僕は彼女が好きだ」、「私はコーヒーが飲みたい」、「今日は天気がよい」、「東京は人が多い」。この日本語を、英語やロシア語ではなんと言うかを考えると、英語やロシア語では、主語は、日本語の「は」の前の単語である場合もあるし、そうでない場合もあることに気づきます。英語では、不思議なことに、「今日は天気がよい」を言おうとすると、〈It's fine day today.〉となり、〈it〉という、日本語には存在しない主語を持ち出したりさえします。英語は、とにかく主語がなければならない、言ってみれば主語がメインの言語ですが、他方で、ロシア語は〈Сегóдня хорóшая погóда.〉と言い、сегóдня は英語の today と同様に副詞ですので、主語がなくても構わない言語だということに気づきます。他方、日本語は、「どれが主語？」という言語です。外国語を日本語に翻訳するときは、この日本語の日本語らしい特徴を活かすことが必要であり、逆にそのことに無頓着だと一見したところ日本語に見えるけれど、日本語ではそんな言い方はしない日本語もどきの悪訳ができます。The Beatles に、〈And I love her〉という曲がありますが、「恋に落ちたら」という邦題はともかく、「そして私は彼女を愛している」というのは、翻訳された日本語としては存在が許されるかもしれませんが、日本人が書いたり話したりする日本語ではありえません。「あの子が大好き」といった訳が、日本語としては自然な文でしょう。

〈Мне нрáвиться Москвá, потомý что это мой родной город.〉の訳は、たとえば、「私はモスクワが好きです。モスクワは私が生まれた町だから」となります。このように、日本語では、「は」と「が」が同時に使われることがたくさんあるのです（この文もそうです）。

〈Скажи́те, пожáлуйста, какóй фильм идёт сегóдня вéчером?〉は、①「すみません、今日の夕方はどんな映画が上映されるのですか？」とか、②「すみません、今日の夕方はどんな映画をやるのですか？」などと訳しますが、①の訳では「は」「が」が両方出てくるパターン、②の訳は、ロシア語では主語となっている「映画」を、訳では目的語にして、「やる」あるいは「上映する」という動作の主体、つまり英文法やロシア語文法で「主語」と言っているものが省略されたかたちになっています。どちらの文も、「夕方は」はもちろん動作の主体ではありませんから、英文法やロシア語文法でいう主語ではありません。

4. 修飾の順序と読点

外国語から日本語への翻訳は、外国語の語順どおりに訳しては、うまくいかないことは、〈a white lined paper〉「白い罫線の引いてある紙」が、外国語の語順どおりであっても、日本語としては、「罫線の引いてある白い紙」と訳さなければならないことからも、明らかです。

「十津川警部は血まみれになって逃げ出した犯人を追いかけた」という文は、日本語として明らかな間違いではありませんが、悪文といえます。読んだ人は、一瞬、十津川警部が血まみれになったのかと思って驚きますが、少し落ち着いてもう一度読み直すと、どうやら血まみれになったのは十津川警部ではなく犯人のほうだということに気がついて、少しほっとしたりします。そんなふうにこの文を読んでとまどってしまうのは、「血まみれになって」という部分が十津川警部の述語なのか、犯人を修飾しているのか、はっきりしないからで

す。最終的に読者が想像したとおり、血まみれになっているのが犯人なら、この文は、「血まみれになって逃げ出した犯人を十津川警部は追いかけた」と書いたほうがよいでしょう。あるいは「十津川警部は、血まみれになって逃げ出した犯人を追いかけた」と読点をひとつ打つだけでいいかもしれません。またあるいは、「十津川警部は逃げ出した血まみれの犯人を追いかけた」というように少し語順と表現を変えたほうがよいかもしれません。

しかし、本当に、十津川警部がケガをしていたのなら、「血まみれになって十津川警部は、逃げ出した犯人を追いかけた」としたほうがいいかなと思いますが、やはり語順を入れ替えるよりは少し表現を変え、読点も入れて、「十津川警部は血まみれになりながらも、逃げ出した犯人を追いかけた」としたほうがいいかもしれません。

このようにあれこれと適切な表現を考えることを文の推敲と言います。推敲とは、誤字脱字を見つけてそれを訂正することにとどまるものではないのです。

文は、実態を、あるいは主張を、もっとも的確に表現できるように書かなければなりません。私たちは、翻訳の場合でも、作文の場合でも、どのような文が、示したい内容をもっとも的確に表現することができるのか、誤解がないようにするにはどのように書いたらよいかということを常に考えなければなりません。

5. A と B と

ロシア連邦には、「ロシア連邦の連邦国家権力機関とロシア連邦の連邦構成主体国家権力機関のあいだの管轄事項および権限の区分についての条約」というものがありますが、この条約の名前は、よく読むと意味がわかるのですが、少しごちゃごちゃしています。難しい法律用語が使われているのは仕方ないとしても、もう少しわかりやすくする方法はないでしょうか。実は、私は、この条約の名前を「ロシア連邦の連邦国家権力機関と、ロシア連邦の連邦構成主体国家権力機関とのあいだの、管轄事項および権限の区分についての条約」と訳しています。少しはわかりやすくなっていると思いますが、違いは、読点を 2 箇所に入れたことと、「と」がひとつ加えられていることです。2 つ目の「と」は、最初の訳のように、なくてもかまわないのですが、あったほうが、対比されているものが、2 つの「と」で並べられるかたちになって、わかりやすくなるのです。

「および」や「ならびに」も、法律や論説文ではしばしば使われる接続詞ですが、実は、法律では、使い方に優劣の原則があります。「東京および大阪、ならびにワシントン」という表現を「東京ならびに大阪、およびワシントン」としてはいけないというのがその原則です。つまり、「および」に比べて、「ならびに」のほうが、上位の並列の接続詞ということになっています。

6. 日本語は曖昧な言語ではない

日本語はその性格や文法構造から見て曖昧な言語であるとか、非論理的な言語であるといった意見もありますが、曖昧であるかないか、論理的であるかないかは、日本語の性質や日本語の文法のせいではなく、書き方次第であると考えられます。日本語で、明確で論理的な文章、誤解の余地の少ない文章を書くことは可能ですし、レポートや論文などでは、そのような文章を書くよう努力する必要があります。

それでは、次頁の例文の推敲をしてみましょう。

例文

タタルスタン共和国、スヴェルドロフスク州、沿海地方は特にエリツィン政権期における連邦中央からの分離主義的傾向が強かった地域である。行政区分の違いはあるが、三つの地域は”共和国宣言”をしたという共通点がある。

沿海地方では、知事のナズドラチェンコと極東連邦管区大統領全権代表のプリモルスキー間の政治的対立・衝突が特に激しかった。沿海地方の生活水準の低さとこの地方における闇経済の支配、知事ナズドラチェンコとウラジヴァストーク市長チェレプコフの対立、度重なるナズドラチェンコの横領・選挙不正疑惑。この三つはこの地方における深刻な問題であった。2000 年 11 月から始まる沿海地方エネルギー危機問題を契機に、ナズドラチェンコ知事は「自由意志」による辞任に至るが、このナズドラチェンコの辞任劇には大統領全権代表の監査機能がうまく機能した例といえる。

スヴェルドロフスク州でもロッセリ知事とウラル連邦管区大統領全権代表ラティシェフの政治的衝突は激しかった。しかし、沿海地方と比較して経済・社会面で特に大きな問題がなく、地域住民の支持の高さ（ウラル共和国構想は住民投票で 80％の支持を獲得、94 年州議会選挙当選・95 年州知事選出・99 年知事再選）があった。そのためか、この諍いでどちらが辞任するということもなく今日もロッセリは知事の職についている。

これら二つの地域と比較して、タタルスタン共和国は民族的原理に基づいた共和国という行政区分からもわかるように連邦憲法に抵触する共和国憲法の制定など、全連邦構成主体のうち最も分離主義的傾向が強かった地域ではあった。しかし同共和国大統領シャイミエフは連邦中央・沿ヴォルガ連邦管区大統領全権代表キリエンコとの全面対決には至っていないどころか、３期目の大統領当選も果たしている。これにはシャイミエフの政治手腕が大きく関わっており、同氏の支持率の高さ・同共和国内の安定をクレムリンが重視したと考えられる。

三つの地域におけるこの分析をまとめると以下のようなものになる。

すなわち、三つの地域では程度の違いはあれ連邦中央からの分離的傾向が強い。違うのは地元の支持の高さ、すなわち自己の管轄地域における統制力である。この地元の支持はスヴェルドロフスク・タタルスタンでは高く、沿海地方においてはチェレプコフとの対立という要素によって地元での統制力は決して高くはなかった、と論ずることができる。（ナズドラチェンコの支持率の高さは選挙不正の可能性からも疑問符がつく。）沿海地方では何よりもエネルギー危機という失態が知事職からの辞任を招いたのではないだろうか。その点では、ロッセリは目立った失態がなかったため大統領全権代表・連邦大統領による糾弾を受けなかったのではないだろうか。

以上、民意と多数派意見を政治に反映するのが民主主義と定義するのであれば、大統領全権代表と連邦大統領が持つ連邦構成主体首長への監査機能は民主的に機能した、と結論づけることができる

例文(1)

タタルスタン共和国、スヴェルドロフスク州、沿海地方は特にエリツィン政権期における連邦中央からの分離主義的傾向が強かった地域である。行政区分の違いはあるが、三つの地域は”共和国宣言”をしたという共通点がある。

修正(1)

タタルスタン共和国、スヴェルドロフスク州、プリモーリエ辺区は、エリツィン政権期において、連邦中央からの分離主義的傾向がとくに強かった連邦構成主体である。これら三つの連邦構成主体には、共和国、州、辺区という違いはあるが、いずれも「共和国宣言」をしたという共通点がある。

例文(1)の第 1 文の、「特に」が「エリツィン政権期に」を修飾しているように見えますが、実際には「強かった」を修飾しているのでしょうから、被修飾語の直前に置くほうが、より明確なのではないかと思います。なお、副詞はひらがなで表記するという傾向が強く、したがって、「特に」よりも「とくに」のほうが、より一般的な表記です。

「沿海地方」という表記は、普通名詞と誤解されやすく、しかも「地方の」というような記述が、〈край の〉という意味なのか、〈ме́стный〉という意味なのかが不明確になってしまう場合があるので、連邦構成主体の名称としての край は、ロシア法の分野の術語である「辺区」を使用したほうがよく、ロシア語の固有地名としてプリモーリエ辺区とします。

「地域」を「連邦構成主体」と修正したのは、より明確化するためです。「地域」は、かなり曖昧な概念で、「ヨーロッパ地域」とか、「アジア太平洋地域」などという、広範な領域を指す場合にも使用できる一方で、「モスクワ大学周辺地域」などと、かなり狭い領域を指す場合にも使用できます。しかし、いずれも、それらの領域を特定するための法的あるいは制度的な呼称がない場合に使うのが一般的です。例文 1 では、いずれも連邦構成主体ですので、あえて「地域」という用語を用いる必要はないのではないかと思われます。

例文(1)の第 2 文を読んだとき、「行政区分の違いはあるが、」という部分がなぜ必要なのか、最初は分かりませんでした。しかし、少し考えると、タタルスタン共和国は共和国だから当然としても、共和国ではないスヴェルドロフスク州やプリモーリエ辺区までもが「共和国宣言」をしたので、「行政区分の違いはあるが、」という文言があるのかなと思い至りました。だとしたら、修正した文のほうが、その意図がより明確に伝わるのではないでしょうか。

例文(2)

沿海地方では、知事のナズドラチェンコと極東連邦管区大統領全権代表のプリモルスキー間の政治的対立・衝突が特に激しかった。沿海地方の生活水準の低さとこの地方における闇経済の支配、知事ナズドラチェンコとウラジヴァストーク市長チェレプコフの対立、度重なるナズドラチェンコの横領・選挙不正疑惑。この三つはこの地方における深刻な問題であった。2000 年 11 月から始まる沿海地方エネルギー危機問題を契機に、ナズドラチェンコ知事は「自由意志」による辞任に至るが、このナズドラチェンコの辞任劇には大統領全権代表の監査機能がうまく機能した例といえる。

修正(2)a

プリモーリエ辺区では、ナズドラチェンコ知事とプリモルスキー極東連邦管区大統領全権代表とのあいだの政治的対立がとくに激しかった。プリモーリエ辺区には、①生活水準の低さ、②闇経済が経済において支配的地位を占めていること、③ナズドラチェンコ知事とチェレプコフ・ヴラジヴォストーク市長とが激しく対立していること、④度重なるナズドラチェンコ知事の横領疑惑、⑤ナズドラチェンコ知事の選挙不正疑惑など、深刻な問題があった。2000 年 11 月から始まったプリモーリエ辺区におけるエネルギー危機問題が契機となって、ナズドラチェンコ知事は「自由意志」により〇年〇月〇日に辞任したが、この辞任には大統領全権代表の監督機能がうまく働いた例と言える。

公職者は、「姓＋肩書き」で記述するのが一般的です。ただし、外国人の場合はつねに姓がカタカナになるので、肩書きがカタカナで始まる場合には、姓と肩書きの区切りがわかりにくくなってしまいます。その場合には、姓と肩書きとのあいだに「・」などを挿入します。

「対立」と「衝突」という似た意味の熟語を中点「・」でつないで列記する必要はありません。「・衝突」を削除します。

第 2 文は、箇条書きにします。ただし、「沿海地方の生活水準の低さとこの地方における闇経済の支配」、「度重なるナズドラチェンコの横領・選挙不正疑惑」は、異なる事実が一緒になっているので、分離します。こうして、「①生活水準の低さ、②闇経済が経済において支配的地位を占めていること、③ナズドラチェンコ知事とチェレプコフ・ヴラジヴォストーク市長とが激しく対立していること、④度重なるナズドラチェンコ知事の横領疑惑、⑤ナズドラチェンコ知事の選挙不正疑惑」という 5 つの問題を箇条書きにします。

ところで、「闇経済」とはなんでしょうか。また、「闇経済の支配」というのは、どういう意味なのでしょうか。おそらく、「闇経済が経済全体において支配的地位を占めている」という意味だと考えられるので、そのように修正します。

第 3 文については、日にちは省いても構いませんが、エネルギー危機の始まりの年月が出ている以上、辞任の年月が示されないと、バランスがとれません。また、「監査機能」ではなく、「監督機能」でしょう。「監査」は、「会計監査」などのように、おもに財務・経理をチェックする行為を指す用語です。

例文(2)を修正(2)a のように修正しても、三つの文の論理的脈絡がはっきりしないように思います。そこで、さらに以下のように修正します。

修正(2)b

プリモーリエ辺区では、ナズドラチェンコ知事とプリモルスキー極東連邦管区大統領全権代表とのあいだの政治的対立がとくに激しかった。というのも、プリモーリエ辺区には、①生活水準の低さ、②闇経済が経済において支配的地位を占めていること、③ナズドラチェンコ知事とチェレプコフ・ヴラジヴォストーク市長とが激しく対立していること、④度重なるナズドラチェンコ知事の横領疑惑、⑤ナズドラチェンコ知事の選挙不正疑惑など、深刻な問題があり、そのことをプリモルスキー極東連邦管区大統領全権代表が厳しく批判していたからであると推測される。結局、2000 年 11 月から始まったプリモーリエ辺区におけるエネルギー危機問題を契機に、ナズドラチェンコ知事は「自由意志」により〇年〇月〇日に辞任したが、この辞任の背景には、プリモルスキー極東連邦管区大統領全権代表による厳しい批判があったと推測される。だとすれば、ナズドラチェンコ知事の辞任は、連邦管区大統領全権代表の監督機能がうまく機能した事例だと言える。

下線部分は推測なので、例えば、「プーチン大統領に事細かに報告して、ナズドラチェンコに圧力をかけていたからである」などとなるかも知れません。

例文(3)

スヴェルドロフスク州でもロッセリ知事とウラル連邦管区大統領全権代表ラティシェフの政治的衝突は激しかった。しかし、沿海地方と比較して経済・社会面で特に大きな問題がなく、地域住民の支持の高さ（ウラル共和国構想は住民投票で 80％の支持を獲得、94 年州議会選挙当選・95 年州知事選出・99 年知事再選）があった。そのためか、この諍いでどちらが辞任するということもなく今日もロッセリは知事の職についている。

修正(3)

スヴェルドロフスク州でもロッセリ知事とラティシェフ・ウラル連邦管区大統領全権代表の政治的対立は激しかった。しかし、プリモーリエ辺区と比較して、スヴェルドロフスク州は、経済・社会面ではとくに大きな問題はなく、ロッセリ知事とその政策は住民によって強く支持されていた（「ウラル共和国」構想は住民投票で 80％の支持を獲得、1994 年州議会選挙当選・1995 年州知事選出・1999 年知事再選）。そのため、この対立では、どちらも辞任することなく、ロッセリは今なお知事の地位にある。

なお、西暦は 4 桁にします。

例文(4)

これら二つの地域と比較して、タタルスタン共和国は民族的原理に基づいた共和国という行政区分からもわかるように連邦憲法に抵触する共和国憲法の制定など、全連邦構成主体のうち最も分離主義的傾向が強か

った地域ではあった。しかし同共和国大統領シャイミエフは連邦中央・沿ヴォルガ連邦管区大統領全権代表キリエンコとの全面対決には至っていないどころか、３期目の大統領当選も果たしている。これにはシャイミエフの政治手腕が大きく関わっており、同氏の支持率の高さ・同共和国内の安定をクレムリンが重視したと考えられる。

修正(4)

　プリモーリエ辺区やスヴェルドロフスク州とは異なり、タタルスタン共和国は民族的原理に基づく共和国という地位にあって、連邦憲法に抵触する共和国憲法を制定するなど、全連邦構成主体のうちでも最も分離主義的傾向が強い連邦構成主体であった。しかし、シャイミエフ同共和国大統領は、連邦中央やキリエンコ沿ヴォルガ連邦管区大統領全権代表との全面対決には至っていないし、それどころか、3 期目の大統領当選も果たしている。これにはシャイミエフの政治手腕が大きく影響しており、シャイミエフ大統領の支持率の高さや同共和国内の安定を連邦中央が重視したものと考えられる。

例文(5)

　三つの地域におけるこの分析をまとめると以下のようなものになる。
　すなわち、三つの地域では程度の違いはあれ連邦中央からの分離的傾向が強い。違うのは地元の支持の高さ、すなわち自己の管轄地域における統制力である。この地元の支持はスヴェルドロフスク・タタルスタンでは高く、沿海地方においてはチェレプコフとの対立という要素によって地元での統制力は決して高くはなかった、と論ずることができる。（ナズドラチェンコの支持率の高さは選挙不正の可能性からも疑問符がつく。）沿海地方では何よりもエネルギー危機という失態が知事職からの辞任を招いたのではないだろうか。その点では、ロッセリは目立った失態がなかったため大統領全権代表・連邦大統領による糾弾を受けなかったのではないだろうか。

修正(5)

　プリモーリエ辺区、スヴェルドロフスク州、タタルスタン共和国についての以上の分析をまとめると、以下のようなものとなろう。
　いずれの連邦構成主体も、程度の違いはあれ、連邦中央からの分離的傾向が強い。三つの連邦構成主体の違いは、住民の支持率の高さ、すなわち統制力の強さである。この住民の支持率は、スヴェルドロフスク州およびタタルスタン共和国では高く、プリモーリエ辺区においては低かったと考えられる。確かに、選挙の際のナズドラチェンコ知事の得票率は高かったが、それは選挙不正の結果であると推測される。そして、プリモーリエ辺区では、何よりもエネルギー危機という失政がナズドラチェンコ知事の辞任を招いたと考えられる。他方、ロッセリ知事やシャイミエフ大統領には目立った失政がなく、それゆえ連邦大統領や連邦管区大統領全権代表による批判を受けることがなかったと考えられよう。

例文(6)

　以上、民意と多数派意見を政治に反映するのが民主主義と定義するのであれば、大統領全権代表と連邦大統領が持つ連邦構成主体首長への監査機能は民主的に機能した、と結論づけることができる。

修正(6)

　以上の考察の結果、「民主主義とは住民の多数意見を政治に反映することである」と定義するならば、連邦大統領と大統領全権代表とが持つ連邦構成主体首長に対する監督機能は、民主主義の実現に貢献していると結論づけることができよう。